

**一般社団法人日本睡眠検査学会**  
**「学術集会や支部例会、講習会等における利益相反（COI）に関する指針」**

**I. 目的**

本指針は、利益相反についての一般社団法人日本睡眠検査学会（以下「この法人」という）の基本的な考えを示すものであり、その目的は、この法人が利益相反状態を適切に管理することにより、この法人が関わる重要な事業における活動の中立性と公正性を維持した状態で適正に推進させ、同時に睡眠医療の発展に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。

したがって、本指針では、この法人の会員などに対して利益相反についての基本的な考え方を示し、この法人が主催する学術集会や支部例会、講習会等（以下「学術集会等」という）で発表・講演を行う場合には、自らの利益相反状態を適切な自己申告によって開示し、本指針を遵守することを求める。

**II. 対象者**

この法人が主催する学術集会等において発表・講演を行う筆頭演者に対し、本指針が適用される。

**III. 開示・公開すべき事項**

対象者は、自身における以下の①～⑨の事項に定める基準を超える場合には、利益相反状態を所定の様式（資料 1）に従い、自己申告によって正確な状況を開示する。なお、自己申告及び申告された内容については、申告者本人が責任を持つ。

- ① 企業や法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職については、1 つの企業・団体からの報酬が年間 100 万円以上の場合
- ② 研究に関連した企業の株の保有については、1 つの企業からの年間利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合
- ③ 研究に関連した企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料が、年間 100 万円以上の場合
- ④ 研究に関連した企業・法人組織や営利を目的とした団体から、会議の出席や研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）が、1 つの企業・団体からの合計が 50 万円以上の場合
- ⑤ 研究に関連した企業・法人組織や営利を目的とした団体が、パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が 100 万円以上の場合
- ⑥ 研究に関連した企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1 つの研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合
- ⑦ 奨学寄附金（奨励寄付金）については、1 つの企業・団体から 1 名の研究代表者に

支払われた総額が年間 200 万円以上の場合

- ⑧ 企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合
- ⑨ その他の報酬（研究とは無関係な旅行、贈答品等）については、1つの企業・法人組織・団体からの合計が年間 10 万円以上の場合

#### IV. 利益相反状態との関係で回避すべき事項

研究の結果の公表は、純粹に科学的な判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。対象者は、研究の結果を発表する、あるいは発表しないという決定や、研究の結果とその解釈といった本質的な発表内容について、その研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない。

#### V. 実施方法

##### 1) 演者の責務

研究成果をこの法人が主催する学術集会等で発表・講演を行う場合、当該研究に関わる利益相反状態を演題登録時に明らかにしなければならない。また発表スライドまたはポスターの最初に、この法人で示す開示例（図 1, 2）になら開示する。利益相反状態がある場合は、所定の様式「自己申告書（様式 1）」（資料 1）に従って、学術集会等の担当責任者に届けなければならない。本指針に反する事態が生じた場合には、利益相反を管轄する学術集会等の担当責任者および総務委員会にて審議し、理事会に答申する。

##### 2) 学術集会等の担当責任者の責務

学術集会等の担当責任者は、この法人の主催する学術集会等で研究成果が発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については改善措置を指示するか、ないしは発表を差し止めることができる。発表の差し止めの決定については総務委員会で審議の上、理事会に答申し、理事会承認後に実施することができ、その場合は速やかに発表者に理由を付してその旨を通知する。

##### 3) 不服の申立

前記 1) ないし 2) 号による処分を受けた者は、2 週間以内にこの法人に対し不服申立をすることができる。この法人はこれを受理した場合、速やかに総務委員会において再審議し、理事会の協議を経て、その結果を不服申立者に通知する。

#### VI. 本指針違反者への措置と説明責任

##### 1) 本指針違反者への措置

総務委員会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、審議の結果、対象者に重大な遵守不履行があると判断した場合には、該当する対象者に対して、その遵守不履行の程度に応じて一定期間、この法人が主催する学術集会等での発表の禁止の措

置をとるよう理事会で答申することができる。期間に関しては都度総務委員会において審議し、決定には理事会の承認を要する。

## 2) 不服の申立

上記の被措置者は、2週間以内にこの法人に対し不服申立をすることができる。申立に対しては総務委員会において再審理を行い、理事会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する。

## 3) 説明責任

理事会はこの法人の主催する学術集会等にて発表された研究や調査において、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、総務委員会および理事会の協議を経て、社会への説明責任を果たさなければならない。

## VII. 自己申告書の管理

本指針に基づいて提出された「自己申告書」は、この法人の事務局において理事長の監督の下、個人情報として2年間厳重に保管され、部外秘とする。保管期間を経過した後には、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。ただし、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合は、必要な期間を定めて削除・廃棄を保留できるものとする。「自己申告書」は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および総務委員会が随時利用できるものとする。

## VIII. 細則の制定

この法人は本指針を実際に運用するために必要な細則を制定することができる。

## IX. 指針の改定

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改定、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるためには、定期的に見直しを行い、理事会の決議により改定する。

## 附 則

本指針は 2023 年 9 月 1 日より施行する。

(資料 1)

様式 1

学術集会や支部例会、講習会等における利益相反(COI)に関する自己申告書

※該当番号に○印と下線部に記載して下さい

講演会名	1. 第__回 日本睡眠検査学会 学術集会 2. 第__回 _____支部例会 3. 第__回 日本睡眠検査学会 講習会 4. その他 ( _____ )
開催日時	(西暦) _____年____月____日
演題名	_____
筆頭演者所属機関	_____
筆頭演者氏名	_____

※過去3年間において、開示すべきCOI関係にある企業等を項目ごとに記載して下さい。


項 目	該当の状況	有の場合、企業・団体名などの記載
① 企業や法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職について、1つの企業・団体からの報酬が年間100万円以上	有・無	
② 研究に関連した企業の株の保有が、1つの企業からの年間利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有	有・無	
③ 研究に関連した企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料が、年間100万円以上	有・無	
④ 研究に関連した企業・法人組織や営利を目的とした団体から、会議の出席や研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)が、1つの企業・団体からの合計が50万円以上	有・無	
⑤ 研究に関連した企業・法人組織や営利を目的とした団体が、パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が100万円以上	有・無	
⑥ 研究に関連した企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費について、1つの研究に対して支払われた総額が年間200万円以上	有・無	
⑦ 奨学寄付金(奨励寄付金)について、1つの企業・団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上	有・無	
⑧ 企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している	有・無	
⑨ その他の報酬(研究とは無関係な旅行、贈答品等)について、1つの企業・法人組織・団体からの合計が年間10万円以上	有・無	

申告日：(西暦) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

筆頭演者(自署) \_\_\_\_\_

※(本申告書は申告日から2年間保管されます)

(図1) 学術集会等に申告すべき利益相反状態がない開示例




**第〇回日本睡眠検査学会 学術集会  
日本睡眠検査学会 COIの開示**

演題発表に際し、  
開示すべきCOIはございません。

筆頭演者：〇〇 〇〇

(図2) 学術集会等に申告すべき利益相反状態がある開示例



**第〇回日本睡眠検査学会 学術集会  
日本睡眠検査学会 COIの開示**

※過去3年間に於いて開示すべき内容がある項目のみ記載し、その他の項目は削除して下さい。

- ・ 顧問：
- ・ 株保有・利益：
- ・ 特許使用料：
- ・ 講演料：
- ・ 原稿料：
- ・ 受託研究・共同研究費：
- ・ 奨学寄附金：
- ・ 寄附講座所属：
- ・ 贈答品などの報酬：